○東北地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
名取市植松字入生三四一番一から仙台市泉区将監四丁目一番九まで	前	B A 七・八六～一九・八〇～六	一一〇メートル 一三・三六八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 二〇・八八～一九・八〇～六	七一・一〇〇メートル 四・六七六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
仙北市田沢湖小松字二枚橋一三〇番一から同市角館町西長野月見堂六番まで	前	B A 九・八二～一一・九二～一	六〇メートル 五・五三九キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 一一・九二～一七二・六三	七一・〇六メートル 五・五六七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
さくら市箱森新田字十三人二五九番三〇から矢板市乙畑字中割一六〇四番一まで	前	B A 一〇・五〇～二四・三〇～	四九・五〇〇メートル 三・六七二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 二四・三〇～三〇四・〇〇	三〇・〇〇メートル 三・九九〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
取手市小浮気字長張七五四番一から龍ケ崎市佐貫町字牛久沼番外二番一まで	前	B A 一〇・五〇～一九・六〇～	五二・〇〇メートル 二・九九八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 一九・六〇～三一八・〇〇	三一・〇〇メートル 三・九一九キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
渋川市渋川字関下一一八三番一から同市上白井字梅木二五八〇番二まで	前	B A 九・二〇～一六七・五〇	三〇・四〇メートル 五・五一七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 一一・二〇～一六七・五〇	五・三〇〇メートル 五・三〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
茅野市金沢字なぎ下六五番五から同市宮川字素麺畑四四五三番一まで	前	B A 八・八〇～二五・〇〇～	五五・六〇メートル 三・八九六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 二五・〇〇～二一七・〇〇	三一・一二〇メートル 三・一一二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所